

【入札参加資格申請書記載要領：島外物品】

1 申請書類記入上の一般的注意事項

- (1) 当該審査票の「提出の有無」欄には、提出した書類の箇所に「○」を記載し、提出を要しない書類の箇所には何も記載しないこと。
 - (2) 書類については書類一覧表の番号順にファイルに綴じること。
 - (3) 各種証明書関係は直近3か月以内に発行したものを提出すること。
ただし、各種納税・納付証明書については直近1か月以内のものを提出すること(写しでも可)。
 - ・登記事項証明書、身分証明書、印鑑証明書：直近3ヶ月以内のもので写しでも可。
 - (4) 消費税納税証明書(その3)は、消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。個人については「その3の2」、法人については「その3の3」の証明書で可。
 - ・直近1ヶ月以内のものとする(写しでも可)。
 - (5) 申請書等に押印する代表者の印章は、全て印鑑登録のあるものを押印して下さい。
 - (6) 金額については、千円未満は切り捨てして下さい。
- (注1) 虚偽の申請等によって入札参加資格を取得した場合、入札参加資格を取消すことがあります。

2 入札参加資格審査申請書(第1号様式)の記入上の注意事項

- (1) 申請者
 - ア 申請者が法人の場合の商号又は名称については、法務局に登録されているものを記入してください。
 - イ 印章は、印鑑登録のあるものを押印して下さい。
- (2) 入札参加希望業種
町との取引を希望される種類を、別表の業種区分表から記入してください。(※希望業種数に制限はありません)
記号、酒類名は業種区分表により、記号を左欄に、酒類の番号を右欄に記入して下さい。
例 「A-7 0A機器類」

3 営業概要書(第2号様式)の記入上の注意事項

- (1) 営業形態及びその取引状況
製造、卸売、小売の3つから最も売上げの多い形態を1つ選び○をしてください。
取引状況の欄は、物品等の取引を徳之島町と直接行うのか、又は代理店に委任するのかを記入して下さい。
 - ・直接行う場合・・・直接取引
 - ・代理店委任の場合・・・代理店委任
- (2) 営業履歴
「現組織への変更」は、個人営業を法人組織に、又は有限会社を株式会社に変更した場合等法人格の変更があった場合の年月日を記入してください。

(3) 資本金又は元入金

法人にあつては基準日（資格審査申請書を提出する日をいう。以下同じ。）における登記簿の資本の額を、個人にあつては、元入金を記入してください。

(4) 外国資本の割合

基準日における外国人出資の資本金に占める出資率を記入してください。

(5) 年間売上

基準日直前2箇年の各事業年度における年間製造（販売）の実績を記入してください。

2箇年未満の事業者については、直前1箇年分を記入してください。

6か月決算の法人については、2期分の合算をもって1箇年としてください。

(6) 従業員数

基準日前日現在における従業員数（臨時雇用者を除く）を記入してください。

(7) 町との取引実績

徳之島町（出先機関、学校等を含む）との取引について記入してください。

4 取扱品目一覧表（第3号様式）

(1) 取扱品目

入札参加希望の取扱物品を種目毎に具体的かつ詳細に記入してください。

メーカー、仕入先等も可能な限り詳細に記入し、特に取扱いメーカーが限定されている場合及び代理店・特約店当になっている場合は、その旨を明記してください。

ただし、まとめて記入した方がわかりやすい場合はまとめて記入しても構いません。

（例：取扱品目「消防自動車」メーカー「全メーカー」）

5 使用印鑑届（第4号様式）

徳之島町との取引において印鑑証明書又は委任状と異なる印鑑を使用する場合にご準備ください。

委任者の印章は印鑑登録してあるものを押印してください。

6 委任状（第5号様式）

◎ 取引権限の委任

営業所長等に町との取引権限を委任する場合に本様式により提出をしてください。

委任者の印章は印鑑登録してあるものを押印してください。

7 変更届（第6号様式）

申請者は、入札参加資格決定を受けた後、下記に該当するときは、変更届により届出が必要になります。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当するに至ったとき。

- (2) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、許可又は認可等が失効し、又は取り消されたとき。
- (3) 住所又は氏名(法人にあつては、本社及び営業所の所在地、名称、代表者又は役員等の氏名)に変更があつたとき。
- (4) 営業を休止し、再開し、又は廃止したとき。

業 種 区 分 表

種 目	種 類	物 品 名 等
A 機械器具類	1 電気・通信機器類	家電製品、テレビ、ラジオ、電話機、無線機等
	2 医療機器類	検査機器、看護器具、放射線関連機器等
	3 計測・理化学機器類	分析・測定機器、測量機器、水道メーター等
	4 建設土木機械類	パワーショベル等
	5 視聴覚機器類	ビデオカメラ、OHP、映写機、モニターテレビ、楽器等
	6 消防機器類	消火器、警報器等
	7 OA機器類	オフコン、パソコン、コンピュータ周辺機器、複写機 ワープロ、ファクシミリ等
	8 工作用機械器具類	旋盤、溶接機、電動工具等
	9 産業用機械器具類	発電機、ボイラー、空調機器、照明器具 舞台照明器具、水道施設用ポンプ類等
	10 農業機械類	トラクター等
	11 その他	厨房機器、焼却炉等その他物品
B 車両船舶類	1 車両類(含修理)	自動車、自動二輪車、特殊車両、自転車等
	2 船舶類(含修理)	船舶、船外機等
	3 航空機類(含修理)	
C 印刷類	1 印刷類	写植、軽印刷、フォーム印刷、航空写真、 特殊印刷等
D 薬品類	1 薬品類	医薬品、農薬、化学薬品等
E 文具類	1 紙・文房具・事務用機器 類・図書類	上・中質紙、再生紙、卓上事務機器(電卓等) スチールロッカー、キャビネット、書籍等
F 印章類	1 印章類	ゴム印、日付印、スタンプ等
G 記念品類	1 記念品類	記念品、トロフィーカップ等
H 燃料類	1 燃料類	重油、軽油、灯油、ガソリン等
I 学校教材・運動具・楽器等	1 学校用品・教材類	教材、教育機器等
	2 運動用品類	運動用品、運動器、運動衣等
	3 楽器類	楽器類
J 写真・カメラ類	1 写真・カメラ類	写真機、写真材料、フィルム等
K 看板・標識類	1 看板・標識類	看板、道路標識、懸垂幕、のぼり、旗等

L 家具・室内装飾品類	1 家具・什器類 2 室内装飾品・調度品類	家具、什器等 じゅうたん、カーテン、暗幕等
M 消防・防災用品類	1 消防・防災用品類	消防器具、防災用品、避難器具等
N 雑品類	1 衣料品・寝具類 2 原材料類 3 その他雑品類	衣服、雨具、靴、寝具等 木材、建設資材、塗料、コンクリート等 トイレtpーパー、電気、介護用品 農業用資材等、他に属さないもの
O 不用品処分	1 不用品処分	不用品売買、中古車売買等

※ 上記区分表対象外の申請希望物品がある場合は「N 雑品類の3 その他雑品類」にて申請すること。

入札参加資格の審査・書類一覧票（島外に本店を有する者）：物品

新規
 継続

受付番号： _____

書類作成者連絡先 _____

所属等： _____
 氏名： _____

Mail： _____
 電話番号： _____

提出の有無	番号	内 容	※徳之島町確認欄 (記載不要)
		<p>※新規申請の場合は、「新規」、過去に町の入札参加資格を有している場合「継続」にチェックすること。</p> <p>し、本様式順に綴じること</p>	
	1	審	
	2	入札参加資格審査申請書（物品）	<p>申請内容の確認、修正等の連絡をするため、担当者の連絡先等を記入すること。</p>
○		入札参加資格申請書（物品）	
○		営業概要書	
○		取扱品目一覧表 (第3号様式)	
○		使用印鑑届 (第4号様式)	
○		委任状 (第5号様式)	
○	3	消費税納税証明書（「その3」：未納がない旨の証明） ※課税事業者のみ提出すること (証明先：税務署)	
○	4	(法人) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<p>法人か個人か該当する方を提出すること。</p>
		(個人事業主) 事業主の住民票	
○	5	印鑑証明書（法人）：法務局が発行した印鑑証明書	
		印鑑証明書（個人）：市町村長が発行した印鑑証明書	

提出するものに○をつけること。

法人か個人か該当する方を提出すること。

徳之島町長

殿

〈申請者〉

住所 大阪市北区梅田1234-56

(ふりがな) とくのしまさんぎょう

かめつ たろう

氏名 (株)徳之島産業

代表取締役 亀津 太郎

印

電話番号 (06)1234 — 5678

FAX番号 (06)4567 — 1234

令和8・9年度入札参加資格審査申請書(物品)

徳之島町が行う物品の購入、修繕及び売払いに係る競争入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

入札参加を希望する種類等

申請種目 及び種類	種 目 (アルファベット)	種 類 (数 字)
	A	1 電気・通信機器類 5 視聴覚機器類 6 消防機器類 7 OA機器類
E	1 紙・文房具・事務用機器類・図書類	
G	1 記念品類	
I	2 運動用品類 3 楽器類	
M	1 消防・防災用品類	
申請数に対し行が足りない場合は適宜、行を追加すること。		

注: 記号及び種類名は、業種区分表により、種目及び種類の記号を左欄に、種類の名称を右欄に記入すること

営業概要書

記載例

フリガナ	トクノシマサンギョウ									
氏名又は商号	(株)徳之島産業									
町内営業所	所在地	名称			従業員数	電話・FAX番号				
	大阪市北区梅田1234-56	本社			50	人	電話	06-1234-5678		
	鹿兒島市小川町3-56	鹿兒島営業所			10	人	電話	099-123-4567		
						人	電話			
営業形態	製造	取引状況								
	卸売 小売	代理店委任								
営業履歴	営業開始年月	転廃業(休業)			現組織への変更					
	昭和50年4月	年月日から			年月日					
		年月日まで								
経営規模	資本金又は元入金	50,000				千円	外国資本の割合	%		
	年間売上高	前々期	前期	従業員数	事務系	営業系	技術系	労務系	合計	
		百万円	百万円		人	人	人	人	人	
20	20	40	40				80			
徳之島町との取引実績	区分	前期			前々期					
	取引品目	文房具、学校用教材			文房具、学校用教材					
	取引実績	1,000			千円	1,200			千円	
主要取引先等(販売先)	取引先	取引品目								
	〇〇市	文房具								
	〇〇町	学校用教材								
取引金融機関名	〇〇銀行			記事						

使 用 印 鑑 届

年 月 日

徳之島町長 殿

委任者がいる場合は申請者欄は
は委任者を記載すること。

<申請者>

住所 鹿児島市小川町3-56
(ふりがな) とくのしまさんぎょうかごしまえいぎょうしょ
かごしま いちろう
氏名 (株)徳之島産業 鹿児島営業所
所長 鹿児島 一郎
電話番号 099-123-4567
FAX番号 099-123-8910

徳之島町との取引において使用する印鑑を下記のとおり届けます。

記

使 用 印 鑑 届

印鑑証明書又は委任状と異なる印鑑
にて徳之島町と取引をする際に使用
する印鑑にて作成すること

徳之島町長 殿

<申請者>

住所 大阪市北区梅田1234-56
(ふりがな) とくのしまさんぎょう
かめつ たろう
氏名 (株)徳之島産業
代表取締役 亀津 太郎
電話番号 (06)1234 - 5678
FAX番号 (06)4567 - 1234

印

徳之島町との取引において、代理人を定め下記事項を委任します。

記

<受任者>

住 所 鹿児島市小川町3-56
(ふりがな) かごしま いちろう
氏 名 (株)徳之島産業 鹿児島営業所
所長 鹿児島 一郎
電 話 番 号 099-123-4567
F A X 番 号 099-123-8910

受任者印

<委任事項>

- 1 見積及び入札に関する事
- 2 契約の締結に関する事
- 3 物品の納入に関する事
- 4 代金の請求及び受領に関する事
- 5 復代理人の選定に関する事
- 6 上記各号に付帯する一切の事項

<委任期間>

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

ただし、委任期間内に締結された契約に係る、請求及び受領については、その終了時までとする。